

厚生労働省発雇均0906第2号  
平成29年9月6日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

一 事業主が講ずべき一般的な措置

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備として、年次有給休暇付与の早期化を検討すること及び労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮することを加えること。

二 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

公民権を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること及び労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことに留意することを加えること。

第二 適用期日

この告示は、平成二十九年十月一日から適用すること。